

第15回 日本医業経営コンサルタント学会 東京大会 シンポジウム特集(シンポジウム1)

「医療機関の消費税とこれからの税制改正等の動向」 シンポジウムのねらいと概要



座長 松田紘一郎

(はじめに)

社団法人日本医業経営コンサルタント協会（以下「協会」という。）は、平成2年11月1日、厚生大臣（当時）から設立許可をもらいましたが、創設時の理念は、会員章の「メビウスの輪」に示されるように、当協会が厚生行政ならびに医療機関（当然、その基盤に患者・国民）とともに医療界に永遠に貢献していきたいという願いを示しています。

そのために協会、会員の資質、専門能力の向上のための教育・研修など事業を主機能にし活発に実施していますが、協会本部から厚生行政や医療機関等に情報発信、提言する機能は、残念ながら「なかった」（または低かった）と言わざるをえません。

平成22年4月、松田朗前会長から「医療費財源に関する検討会」（以下「検討会」という。）を結成し小職を座長に5名の委員（1名の専門委員）で消費税（と寄附金）を検討し提言（以下「提言書」という。）をするように命ぜられました。

それに応え、協会として初めての組織的・提言書を一年近く、8回にわたる会議をかけてまとめて公表しました。

(シンポジウムの内容)

提言書の結論（一部）は、次のようになっています。

我々の調査分析の結果、1年間（平成20年度想定）で医科診療所（総額・概算推計、以下同じ）で、2,018億円（1診療所・単純平均推計〔99,545診療所〕、以下同じ2,028千円）、病院で1,974億円（1病院・単純平均推計〔8,766病院〕、22,523千円）の「損税」負担を強いられている。

これを放置すれば、医療機関経営に「課税の不公平」による大きなダメージを与え、第三の理由による医療崩壊が起きることは必然であり、それを防ぐため次のことを提言する。

- 1 国家・地方財政の歳出の無駄の見直し、削減の実施を前提に、諸外国並みの消費税率（付加価値税率）のアップに賛成すること。
- 2 納税者番号によるインボイス方式を採用し、複数税率にすること。
- 3 消費税そのものを、医療・福祉などの目的税とすること。
- 4 医療機関を課税事業者に改めること。

このシンポジウムは、この提言書を基に、消費税（これからの税制改正等の動向を含む）が、医療機関に与える影響など、それぞれの立場から実務的に次の内容に従い進めるものですが、学会のシンポジウムとして、それに忠実に従う必要はなく、批判もありえると思います。

表のシンポジストの先生方には、それぞれの専門家としての立場からの発言の他、梶原優先生には、この提言に対する病院団体等での取り扱い等、これからの動向にも触れていただけることを期待、会員外・松本正春先生は、いくつかの消費税等の御著書があられますが、元行政官としての、この税制の本質に触れていただくことを期待しています。

(むすび)

このシンポジウムの終わりにシンポジスト同士の討議、会場からの質疑応答も併せて約50分取っており、会員だけでなく病医院関係者も加わった活発な議論を期待したいと思っています。

提言書のまとめにあたり、診療所のデータをMMPG・TKC（M-BAST）、病院のデータを（社）

日本医療法人協会・(社)日本病院会などからご提供いただきましたが、感謝し、御礼をここで述べさせていただきます。しかし、このような本格的な提言を外部に発信するのに、協会にデータ等の蓄積がほとんどないことに残念な思いもしました。

「東日本大震災」の発生もあり、わが国のありよう、政治、経済から社会保障のしくみが激変し、医療費財源としての消費税論議は妨げられないものになると思います。

協会が適切な提言をしていくことは、この協会に与えられた使命であり、医業経営支援のプロフェッショナル集団として評価されていくはずであり、このシンポジウムを成功させたいと思っています。

●表

演者	役職	内容	時間
座長 松田 紘一郎	当協会理事 医療費財源に関する検討会委員長 認定登録 医業経営コンサルタント 税理士・公認会計士	座長挨拶・趣旨説明	10分
パネラー 梶原 優	(社)日本病院会副会長協会常務理事 当協会理事 医療費財源に関する検討会委員	病院団体等の対応・医療法人病院 理事長として	15分
パネラー 奥村 尚弘	認定登録 医業経営コンサルタント 医療費財源に関する検討会委員	医業経営コンサルタントとして	15分
パネラー 佐藤 正雄	認定登録 医業経営コンサルタント 税理士	税理士として	15分
パネラー 松本 正春	税理士	行政に携わった者として	15分
座長を中心として	—	討議(20分程度) 質疑応答(20分程度) まとめ(10分程度)	50分

(注)3.11「東日本大震災」の影響により、この原稿の作成時点で、「平成23年度・税制改正」が明らかにされていません。そこで、このシンポジウムのテーマの一部を急遽「医療機関の消費税と平成23年度医業税制改正」から「医療機関の消費税とこれからの税制改正等の動向」に変更したことをおわび申し上げます。